

議案第17号

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年8月28日提出

佐倉市長 蕨 和 雄

佐倉市条例第 号

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（昭和62年佐倉市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 佐倉市志津コミュニティセンターの項施設の目中

「

4,960円	6,580円	7,880円	19,420円
1,510円	2,050円	2,370円	5,930円
860円	1,080円	1,290円	3,230円
540円	640円	750円	1,930円
540円	640円	750円	1,930円
640円	860円	1,080円	2,580円
		640円	
430円	540円	640円	1,610円
320円	430円	540円	1,280円
2時間につき540円			

」を

「

6,480円	8,650円	6,480円	21,610円
1,980円	2,640円	1,980円	6,600円
1,090円	1,460円	1,090円	3,640円
660円	880円	660円	2,200円
640円	860円	640円	2,140円
870円	1,160円	870円	2,900円
		520円	
520円	700円	520円	1,740円
440円	590円	440円	1,470円
2時間につき810円			

」に

改め、同表佐倉市和田コミュニティセンターの項施設の目ホールの節中「3, 290円」を「4, 440円」に、「4, 390円」を「5, 920円」に、「5, 280円」を「4, 440円」に、「12, 960円」を「14, 800円」に改め、同表佐倉市佐倉コミュニティセンターの項施設の目中

「

1, 790円	2, 380円	2, 860円	7, 030円
480円	650円	780円	1, 910円
210円	290円	340円	840円
510円	680円	820円	2, 010円
460円	620円	740円	1, 820円
470円	630円	760円	1, 860円
710円	950円	1, 140円	2, 800円
250円	340円	410円	1, 000円
		410円	

」を

「

2, 000円	2, 670円	2, 000円	6, 670円
540円	720円	540円	1, 800円
220円	300円	220円	740円
600円	800円	600円	2, 000円
450円	600円	450円	1, 500円
450円	600円	450円	1, 500円
750円	1, 000円	750円	2, 500円
320円	430円	320円	1, 070円
		320円	

」に

改め、同表佐倉市千代田・染井野ふれあいセンターの項施設の目中

「

930円	1, 250円	1, 500円	3, 680円
320円	430円	500円	1, 250円

600円	790円	950円	2,340円
------	------	------	--------

」を

「

1,220円	1,620円	1,220円	4,060円
410円	550円	410円	1,370円
770円	1,030円	770円	2,570円

」に

改め、同表備考5中「1円」を「10円」に改める。

別表第2佐倉市佐倉コミュニティセンターの項中

「

1回につき	160円(240円)
1回につき	310円(465円)
1回につき	210円(315円)

」を

「

1回につき	170円(250円)
1回につき	430円(580円)
1回につき	260円(360円)

」に改める。

別表第3佐倉市西志津ふれあいセンターの項施設の目中

「

2,700円	3,580円	4,300円	10,580円
1,080円	1,290円	1,510円	3,880円
1,720円	2,270円	2,730円	6,720円

」を

「

3,550円	4,730円	3,550円	11,830円
1,340円	1,790円	1,340円	4,470円
2,310円	3,080円	2,310円	7,700円

」に

改め、同表備考4中「1円」を「10円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の佐倉市コミュニティセンター設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成30年4月1日（以下「適用日」という。）以後の佐倉市志津コミュニティセンター、佐倉市和田コミュニティセンター、佐倉市佐倉コミュニティセンター及び佐倉市千代田・染井野ふれあいセンターの使用に係る使用料について適用する。
- 3 新条例別表第3の規定は、適用日以後の佐倉市西志津ふれあいセンターの使用に係る利用料金の上限額について適用する。